

商 法 (100 点)

第 1 問

P株式会社は、監査役設置会社であり、その定款には、株主総会における議決権行使の代理人を株主に限る旨の定めがある。平成29年6月に開催されたP社株主総会（以下「本件株主総会」という）において、株主の代理人として、株主でない弁護士Aが委任状を持参して来場したところ、P社の受付担当者は、弁護士であれば株主総会が攪乱されるおそれはないと判断し、Aを入場させ、Aは議決権を行使した。本件株主総会においては、B・C・Dを取締役に選任する決議がなされ、同日開催されたP社取締役会において、Bは代表取締役を選定された。平成29年7月に、Bは、P社を代表してXから土地を買い入れた（以下「本件買入れ」という）。

本件買入れの効力に関して、会社法上の論点について検討しなさい。

第2問

個人商人であるAは、P工務店という名義で建設業を営んでいるが、事業縮小のため、大阪営業所を閉鎖することにした。同営業所の全従業員を解雇し、支店廃止の登記および支配人の代理権消滅の登記もした。

Aは、大阪営業所の営業所長であったBから、独立して同地域で建設業を営みたいと告げられたので、Bの事業が軌道に乗るまで、旧大阪営業所の敷地・建物を使わせることにした。また、Aは、Bに、「銀行との取引に、P工務店の名義をしばらく使わせてほしい」と頼まれ、梅田銀行大阪支店に「P工務店大阪営業所」名義の口座を開設することに協力した。同営業所には、引き続き「P工務店大阪営業所」という看板がかけられ、Bは「P工務店大阪営業所長」という名刺を使っていた。このことを、Aも知っていた。

Bは、大阪営業所閉鎖前から取引のあったQ株式会社の代表取締役Cに、建材仕入れの申入れをした。Cは、P工務店が大阪営業所を閉鎖したことを知らなかったため、P工務店からの発注であると思い、これに応じ、旧大阪営業所に建材100万円相当を納品した。Bは、その代金の支払のために、「P工務店大阪営業所長B」名義、受取人Q社、支払場所梅田銀行大阪支店、手形金額100万円の約束手形（以下「本件手形」という）を振り出し、Cに交付した。Cは、Q社代表取締役C名義で、同日のうちに、本件手形を取立委任の目的でDに裏書交付した（取立委任文言は記載されていない）。Dは、本件手形を、満期に支払場所において呈示したが、本件手形の手形金は支払われなかった。

- (1) Dは、本件手形の手形金の支払をAに請求することができるか。
- (2) 上記の事実に加えて、Bが、Dに対して100万円相当の弁済期が到来した債権を有していたという事情があった。Dが本件手形の手形金の支払をBに請求した場合、Bは、Dに対して有する同債権と相殺すると主張することができるか。